

香川県報



第 39 号

平成 15 年

5月20日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物処理施設及び産

業廃棄物処理施設の変更の許可申請

（廃棄物対策課）

介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

救急病院又は救急診療所の認定

（医務国保課）

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（三件）

（経営支援課）

収去飼料の試験結果の概要

（畜産課）

土地改良区の定款の変更の認可

（土地改良課）

土地改良区の役員就退任の届出

（ " " ）

開発行為に関する工事の完了

（都市計画課）

告 示

香川県告示第二百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

事前審査に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市幸町1番1号

香川大学

香川大学長 木村好次

(2) 事業場の所在地及び名称

木田郡三木町大字池戸2393番地

香川大学農学部

(3) 特定施設に関する事項

種 類	能 力	科 学 技 術 に 関 す る 研 究 、 試 験 、 検 査 又 は 専 門 教 育 を 行 う 事 業 場 に 設 置 さ れ る 洗 浄 施 設	
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日 工 事 完 成 予 定 年 月 日	許 可 日 着 手 後 9 月	
等	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完 成 日 の 翌 日	
使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間		平 日 8 時 30 分 から 17 時 30 分、 9 時 間 使 用。 な お、 8 月 1 日 から 9 月 30 日 ま で の 間 は、 学 生 の 実 習 に よ る 使 用 は な い。	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6
	生 物 化 学 的 酸 素 求 取 量 (mg/l)	50	60
	化 学 的 酸 素 求 取 量 (mg/l)	50	60

浮遊物質量 (mg/ℓ)	50	60
窒素含有量 (mg/ℓ)	20	30
りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	7.7	11.9

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水水の汚染状態及び量

変更なし

(備考) 今回の申請は、既設校舎及び実験・研究設備の改修工事に伴う申請であり、既設流しの一部を廃止するため、本事業場から排出される排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年5月20日から

平成15年6月10日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三木町栄徳衛生課

香川県告示第二百九十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百七十七号)第九条第一項及び第十五条の二の四第一項の規定に基づき一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同法第九条第二項及び第十五条の二の四第二項において準用する同法第八条第四項及び第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

綾歌郡綾上町山田下二九九四番地一

株式会社富士クリーン

代表取締役 馬場一雄

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

埋立地 綾歌郡綾上町西分字山ノ上乙七四八番一九、乙七四八番二、乙七四八番一、乙七四八番二二、乙七四八番三三、乙七四八番二四、乙七四八番三三、乙七四八番六一、乙七四八番一六、乙七四八番一七、乙七四八番一八、乙七四八番一九、乙七四八番一一、乙七四九番一、乙七四九番一、乙七五二番一、乙七五二番二、乙七五二番三及び乙七六二番

水処理施設 綾歌郡綾上町西分字山ノ上乙七四八番一七、二八〇四番、二八〇四番二、二八〇五番一、二八〇五番四、二八〇五番五、二八〇六番二、二八〇九番四及び二八一七番二

三 一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物の最終処分場

四 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場(管理型最終処分場)

五 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

焼却灰、粗大ごみ、ばいじん

六 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、家畜のふん尿、ばいじんその他産業廃棄物を処分するために処理したもの(ただし、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずにあつては、自動車等破砕物を含む。)

七 申請年月日

平成十五年五月七日

八 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課

香川県中讃保健所環境管理室

綾上町生活環境課

2 縦覧期間

平成十五年五月二十日（火曜日）から同年六月十九日（木曜日）まで

九 意見書の提出期限等

当該一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年七月三日（木曜日）

2 提出先

高松市番町四丁目一番一 号 香川県環境森林部廃棄物対策課

3 記載事項

意見書には、次の事項を記載するものとする。

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の名称
- (三) 意見の内容

香川県告示第三百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七七〇一 〇二二八七	事業所の名称 及び所在地 デイサービス長谷川 高松市築地町三番九築 地ビル	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 株式会社ケアサービス 長谷川 代表取締役 植村輝久 高松市築地町八番地一 七	指定年月日 平成十五年 五月六日	サービスの 種類 通所介護
---------------------------------	---	---	------------------------	---------------------

香川県告示第三百一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一五一	平成十五年四月 四日から 平成十八年四月 三日まで	医療法人社団国土外科 医院	観音寺市古川町二七二番地

公 告

香川県告示第三百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年七月十二日まで縦覧に供する。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十五年五月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人香川ボランティア・NPOネットワーク
福家 明子
高松市栗林町二丁目二番二二号
- 三 定款に記載された目的
本会は、自主的に非営利かつ公益性のある活動（以下、市民活動という）をより充実

させるとともに、地域における市民活動をさらに活発にし、地域の誰もが、それぞれの生活をよりよくできる社会の実現を目指すことを目的とする。

香川県公告第三百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十四年香川県公告第七百一号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

シヨッパーズモール屋島

高松市屋島西町二一〇九番地二〇

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

店舗西側に住居が隣接するため、自動車等からの騒音等により、周辺の生活環境がそこなわれることがないよう十分な配慮をすること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年五月二十日（火曜日）から同年六月二十日（金曜日）まで

香川県公告第三百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第一号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
サニータウン

観音寺市本大町字井手南一五七八 一ほか

三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十五年五月二十日（火曜日）から同年六月二十日（金曜日）まで

香川県公告第三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第八号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
LIZNEWE 観音寺

高松市上福岡町二〇二二 一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 荷さばき施設、廃棄物保管施設が設置されている店舗東側及び北側に住居が隣接しているため、荷さばき作業、廃棄物収集作業等に伴う騒音等により、周辺の生活環境がそこなわれることがないよう十分な配慮をすること。

2 店舗周辺交通の安全と円滑の確保を図るための対策を講じること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年五月二十日（火曜日）から同年六月二十日（金曜日）まで

香川県公告三百四十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第七項の規定により、平成十五年四月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

栄養成分に関する検査

製造事業所等の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験結果の概要							
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	その他の検査	違反の内容
高松市池田町一六四六の二 ブリークトレーディング株式会社本社工場	同上	ブリークウエットV （乾乳用）	平成十五年三月	七・三	二・九	〇・二九	〇・一七	一一・八	三・五	水分 五・八 %	
		ブリークウエットV （搾乳用）	平成十五年三月	一〇・〇	五・九	〇・五六	〇・二六	八・一	三・五	水分 六・三 %	

東かがわ市三本松二 一三三 株式会社オイルン ワン本社工場			同上			乳牛飼育用オイル ンワンチャレンジ16	平成十五年 四月	一七・四	二・六	〇・八五	〇・四九	六・〇	五・四	水分 一三・一 %
育成	オイルンワン子牛	平成十五年 四月	一六・九	三・二	〇・八〇	〇・五二	六・三	五・三	水分 一三・〇 %					
繁殖	オイルンワン和牛	平成十五年 四月	一四・八	二・五	〇・八四	〇・三七	四・四	四・七	水分 一一・三 %					

香川県公告第三百四十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三豊郡大野原町萩原土地改良区の定款の変更を平成十五年五月一日認可した。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百四十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三豊郡大野原町萩原土地改良区から役員
 の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年五月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	中野 博	三豊郡大野原町萩原二〇三番地	平成一五、四、三〇
"	清水 武夫	二七六番地三	"
"	高井榮三郎	六一九番地一	"
"	齋藤 益徳	九八九番地二	"
"	齋藤 律男	二六七番地	"
監事	中野 一	一八七番地	"
"	清水 清昭	二四九一番地二	"
二 就任した役員			

平成十五年五月二十日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	清水 武夫	三豊郡大野原町萩原二七六番地三	平成一五、五、一
"	中野 博	二〇三番地	"
"	中野 一	一八七番地	"
"	福田 武雄	一〇七九番地	"
"	清水 亮一	二七五三番地	"
監事	齋藤 律男	二六七番地	"
"	高井 毅	四一八番地	"

香川県公告第三百四十五号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十五年五月二十日

香川県知事	真 鍋 武 紀
-------	---------

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 丸亀市今津町字皿池二七〇 二
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 丸亀市今津町六七四番地
 藤井 岩雄
 藤井 八重子

